

会報



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp

宮崎県建設業協会機関誌



就業体験(インターンシップ) 平成25年10月21日(月)～10月24日(木)

写真 宮崎工業高等学校 建築科 2年 36名

受入企業／(株)加賀城建設・(株)片地工務店・(株)鎌倉組・神崎建設工業(株)・(株)坂下組・(株)志多組・大日建設(株)・(株)中本建設・(株)マスジウ・(株)増田工務店・丸宮建設(株)・(株)山春工務店・吉原建設(株)ほか設計事務所

現場見学会

平成25年11月14日(木)

写真 宮崎工業高等学校 建築科 1年生 41名

受入企業／(株)志多組・松本建設(株)

2014

4

No.474

目 次

◇平成26年4月の行事予定	1
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 平成25年度第12回常務理事会を開催	3
2. 第14回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所長との「大規模災害発生時に おける宮崎空港の早期復旧活動に関する協定」の締結について	7
4. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）	8
5. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）	10
6. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）	10
◇事業協同組合	
1. 地域建設業経営強化融資制度について	11
◇技士会	
1. 平成26年度1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内	13
2. 平成26年度1・2級土木施工管理技術検定試験の申込書 受付について（お知らせ）	13
3. 平成26年度監理技術者講習の日程お知らせ	14
4. 平成26年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会	15
5. JCM技術論文“現場の失敗”原稿募集	15
◇建退共	
1. 建退共への加入のすすめ	16
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	17
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（2月分）	17
◇建災防	
1. 解体用機械について	18
2. 建設業年末年始一斉監督指導結果について（宮崎労働局発表）	19
3. 建災防からの安全メッセージ④	21
◇火薬協会	
1. 火薬関係の資格試験日程について	22
2. 受験対策講習会の開催について	22
3. 火薬類の譲渡又は譲受の際の許可証の確認等について	22
4. 火薬類報告書の提出期限の徹底について （宮崎県消防保安課からのお願い）	22
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）	23
2. 中間前払金制度のご案内	24
3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ	25
◇試験・講習のご案内	
1. 平成26年度2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内	26
2. 監理技術者講習のご案内	27

平成26年4月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木	円滑な事業執行の取り組みに伴う九地整 のヒアリング		
4	金			
5	⊕			
6	⊗			
7	月			
8	火		建災防監査 職長・安全衛生責任者教育 (9日まで清武)	
9	水			
10	木	技士会、建設会館、建設業政治連盟監査	建退共監査 基金九総協定例総会(大分)	
11	金	県協会監査 宮崎県産業開発青年隊入隊式	小型車両系建設機械(整地・掘削)運 転特別教育(12日まで清武)	全建協連監査(東京)
12	⊕			
13	⊗			
14	月			
15	火		型枠支保工組立て等作業主任者技能講 習(16日まで延岡)	
16	水		基金納入告知書発送	協同組合監査
17	木	県協会第1回常務理事会、県土整備部と の意見交換会	建災防理事会	火薬保安協会理事会
18	金		基金企業年金連合会九地協事務職員研 修会(鹿児島) 車両系建設機械(整地・掘削)運転技 能講習(19日まで清武)	
19	⊕			
20	⊗			
21	月			
22	火		災防団体連絡協議会(宮崎) 足場組立て等作業主任者技能講習 (23日まで清武)	全建協連役員会(東京)
23	水		基金企業年金連合会九地協宮崎部会総会 (宮崎)	
24	木		熱中症予防指導員研修(清武)	
25	金		高所作業車運転技能講習 (26日まで清武)	
26	⊕			
27	⊗			
28	月			
29	ⓧ	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30	水	県協会正・副会長会議	車両系建設機械(解体用)運転技能講 習(延岡)	

県協会 会員の動き（3月1日～3月31日）

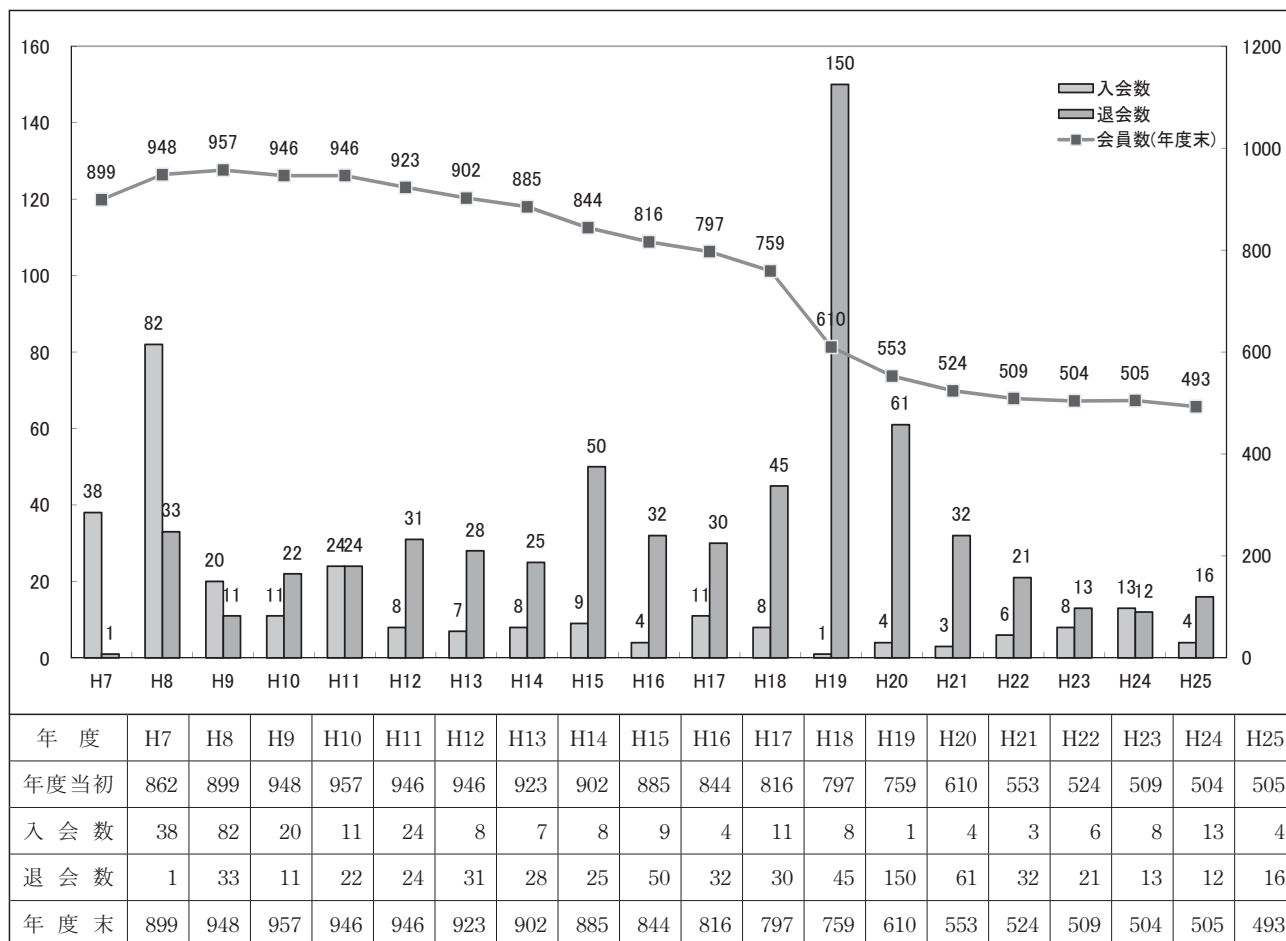
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	(株)吉田建設産業	代表者	吉 田 格	安 藤 健 二

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名	地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株)安立建設	矢 野 弘	宮 崎	(有)深田組	村 川 寧
宮 崎	三州開発(株)	吉 原 寧	都 城	(株)島田工業	又 吉 照 美
宮 崎	(有)高山組	高 山 文 子	日 向	(有)東耀開発	根 本 芳 孝
宮 崎	(有)樋口建設	壺 岐 雅 彦			

宮崎県建設業協会員数の推移



※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退、H25はH26.3.31現在

1. 平成25年度第12回常務理事会を開催

平成26年3月20日（木）午後1時45分、第12回目の常務理事会が建設会館2階「委員会室」において、川上副会長を除く役員11名出席のもと開催された。

開会にあたり永野会長より「先日は国会議員との意見交換会及び国交省中原参事官との勉強会が有意義に行われたことにお礼を申し上げる。本日は本年度最後の常務理事会であり、1年間諸問題に取り組んできて成果的には厳しいこともあったが改めてお礼を申し上げる。

県との意見交換会も人事異動で慌ただしいなかでの開催となるがよろしく願いたい。」と挨拶を述べられ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

檜村事務局長が資料1に基づき、県土整備部の出席者を報告した。続いて県からの説明事項として、管理課から平成26年度の公共事業における経済・雇用対策案について、平成26・27年度格付に係る今後のスケジュール等について説明があること。また、技術企画課からは平成26年度の総合評価落札方式について、消費税増税に伴う工事価格の端数処理の取扱いについて、共同受注についての説明があることを報告した。

議題2 平成26年度県協会会長表彰・被表彰者の推薦について

大谷総務課長が資料2に基づき、平成26年度の協会会長表彰候補者について報告を行い、第2条役員表彰15名、第4条会社表彰16社、第5条従業員表彰が72名について説明を行い、すべて条件を満たしていることを報告し承認された。

議題3 平成26・27年度役員選出について

大谷総務課長が資料3に基づき、役員改選期に伴う本会の平成26・27年度理事数案を報告した。各地区協会は、4月28日までに本会事務局に新役員及び常置委員会委員の報告を行うことが承認された。

議題4 国土交通省「公共事業施工確保対策本部」設置に係るヒアリング・調査の実施について

大谷総務課長が資料5に基づき、国土交通省に「公共事業施工確保対策本部」が設置されたことに伴い、各都道府県協会は毎月資機材及び人材の需給状況を整備局に報告することになったことを報告した。

九地整による本会への事前ヒアリングは、正副会長並びに土木農林・労務資材対策委員長が対応する



永野会長挨拶



第12回常務理事会

ことになり、日程は4月3日（木）13時30分に決定した。

また、調査については、本会の土木農林・労務資材対策委員から毎月報告、本会事務局が毎月分を取り纏めて常務理事会に報告を行った後、九地整に報告することを説明し、承認された。

議題5 その他

(1) 県知事政経懇話会への参加申し込み状況について

檜村事務局長が資料6に基づき、3月23日（日）に開催される河野知事の政経懇話会について、本会及び建産連の参加申し込み状況を報告した。

(2) 平成26年度国土交通省土木積算基準等の改定について

檜村事務局長が資料7に基づき、主な改定ポイントについて報告を行った。

改定内容については、①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し ②間接工事費率の見直し ③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し となっており、概要については、P10又は3月14日付けの国土交通省報道発表資料「土木工事積算基準 改定概要」を参照。

(3) 国土交通省直轄事業における社会保険未加入対策について

檜村事務局長が資料8に基づき、社会保険未加入対策の今後の方向性について報告を行った。国土交通省においては、平成26年度夏以降、直轄工事において、未加入業者への監督強化並びに元請及び一定規模以上の工事の一次下請業者から未加入業者を排除、また、平成27年度以降は、競争参加資格申請時に未加入業者を排除することを検討する。

概要についてはP8、9参照。

(4) 九州地方整備局における入札契約手続きの見直しの実施方針について

檜村事務局長が資料9に基づき、平成26年度から適用される九地整の入札契約手続きの見直しについて報告を行った。

見直しの内容は、技術提案書における業者名のマスキングの徹底、予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出等の不正が発生しにくい制度となっており公告から開札まで約2ヵ月間を要する。実施時期等については、施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、再発防止対策を踏まえた手続きにより実施することとし、平成26年度4月1日以降の入札手続きを開始する工事から適用される。

概要についてはP10を参照。

(5) 理事会・総会に係る報告事項について

檜村事務局長が資料11に基づき、5月12日（月）の第1回理事会等のスケジュール、及び5月22日（木）の総会スケジュールについて報告した。

2. 第14回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成26年3月20日（木）午後3時30分、建設会館5階「会議室」において、第14回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：郡司部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、日高主幹、川野主任主事

技術企画課：高橋課長、大坪課長補佐、桑畑主幹、原口主幹、岩切主幹、春田主査

営 繕 課：上別府課長、松元課長補佐、小川主幹

◇公共三部共管

工事検査課：永野課長、米倉専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：永野会長、谷口・山崎副会長

堀之内・淵上・林・仁科・河野・甲斐・
竹尾常務理事

事 務 局：岡田専務理事、水元顧問、

樫村事務局長、東・林田・大谷課長

【永野会長挨拶】

平成25年度最後の意見交換会になるが、県におかれては議会終了直後かつ年度末のご多忙のなかお時間をいただきお礼を申し上げます。この1年間で業界の目線が上を向いてきたがこれからが正念場と考える。制度上の課題も残されており、本日も限られた時間ではあるがよろしくお願い申し上げます。

【郡司部参事兼管理課長挨拶】

定期異動により県の体制が変化するがご安心いただきたい。経済対策としての平成25年度補正予算も6月までには殆ど発注して、9月末には出し切る予定である。事故繰越も概ね終了しており、来年度は人材の育成と確保に注力する。本日もよろしくお願いしたい。



永野会長挨拶



郡司課長挨拶

◆県からの情報提供について（説明順）

(1) 公共事業における経済・雇用対策（案）について （管理課）

資料に基づき平成26年度の対策案について説明がなされた。

工事に関係する中で、新たな取り組みとして、工事現場に配置される技術者等の効率的な活用について（国同様の制度）、また、継続取組として、最低制限価格、混合入札、入札公告等の短縮、指名競争入札の試行並びに資材や労務費の高騰等によるスライド条項の継続等の説明がなされた。

(2) 平成26・27年度入札参加資格審査結果について（管理課）

資料に基づき審査結果について説明が行われた。

また、H26.10月追加認定のスケジュールについても説明があり、受付期間が平成26年7月18日～31日であることが併せて報告された。

(3) 工事価格等の端数処理の変更について（技術企画課）

資料に基づき説明が行われた。理由については、国が消費税の適正な転嫁の確保を図っていること

を踏まえ、県土整備部においても、工事価格や消費税相当額等について、入札参加者に対して、より分かりやすく明示するために変更するものであり、内容については、①工事価格の1円単位の端数処理を千円止めとする ②消費税相当額及び工事費計について、現行の千円止めを1円単位の端数処理とする となっている。適用については、設計書の単価適用日（設計書に表示）が4月1日以降の工事等に適用されることが説明された。



県土整備部との意見交換会

(4) 総合評価落札方式実施要領の改定等（未定稿）について（技術企画課）

資料に基づき6月1日以降に入札公告する総合評価落札方式の建設工事について改正等の報告がなされた。内容については、①「若手技術者の育成」の評価対象工事の追加（全業種に適用） ②建築工事における「県工事成績点」の対象期間の見直し（対象期間を27年度まで毎年1ヵ年度ずつ延長） ③簡易型の技術提案評価の取扱いを一部見直し（参加資格を有しないことが明らかとなった企業は審査を行わない） ④経常JVにおける「地域精通度」評価基準の見直し（本店として登録した本店所在地を満点評価）となっており、平成26年6月1日以降に入札公告から適用予定である。

(5) 複数年契約・複数年工種工区等一括契約の活用拡大について（技術企画課）

共同受注について、宮崎地区協会と意見交換会をしてきたが、県としては平成27年度から県内全地区で包括発注（複数年契約を含む単体企業、組合、地域JV）が試行できる取組みを考えている旨、報告があった。

◆意見交換

本会 →人材の育成にも力を入れることになっているが、地域人づくり事業以外も考えているのか。

県 →現時点では新たな方法は考えていない。

本会 →業界をアピールするための若手を使った新聞企画について、その後はどうなったのか。

県 →新聞記者からすると記事にしばらくの意見であった。来年度も検討したい。

本会 →共同受注について宮崎地区以外も検討しているが、スケジュールについて県の考えは如何か。

県 →災害対応やインフラ維持において包括発注は有効な制度と考えているため、平成26年度は各地区で進めたいと考える。組合のある地区は組合で、組合がない地区は6～7社の地域JVを検討している。各地区で状況が違うため意向を確認したい。

本会 →当地区は地域JVを考えているが、競争入札は必要ないとの見解については如何か。

県 →入札の要否までは考えていないため、意見交換を行いながら検討したい。

本会 →地域JVと組合の複合については可能か。

県 →組合と単体企業が重複することはできない。制度に関係することであるため検討したい。平等性を確保するため、広い管内では路線ごとや旧市町村ごとに分ける等の検討をしたい。

本会 →公共3部の成績評定の評価方式について見解をいただきたい。

県 →各部とも所管の国の評価方式があるため、それに準じて評価している。

本会 →実績を10年から15年に延長していただきたい。

県 →前向きに検討したいが時間のかかることである。

本会 →防災会議に初めて出席したが、初動対応の命令系統が確立されていないと感じる。本会は衛星携帯電話も導入しているため今後詰めさせていただきたい。

最後に、永野会長が3月27日に大阪航空局と防災協定を締結することを報告した。

以上、午後4時30分、意見交換会を終了した。

3. 国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所長との「大規模災害発生時における宮崎空港の早期復旧活動に関する協定」の締結について

宮崎県建設業協会会員が保有する資材、機材、技術者等の出動及び会員等からの情報提供など、大規模災害発生時における宮崎空港の早期復旧活動を円滑かつ効率よく実施するため、平成26年3月27日（木）、宮崎県建設会館2階「委員会室」において国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所長（細田一成所長）と（一社）宮崎県建設業協会（永野征四郎会長）は「大規模災害発生時における宮崎空港の早期復旧活動に関する協定」を締結した。

締結式において、細田事務所長より「大災害発生時、空港は救命や物資輸送の拠点として早期の機能回復が求められる。大災害が起きた場合、地元の建設業者の協力なしでは、早期復旧は難しい。今回、協会と締結に至り、大変心強い。」と挨拶され、永野会長より「東日本大震災で被災した仙台空港と宮崎空港は地形が似ており、相当の被害が予想される。県民の安全安心のため尽力したい。」と応じた。

この協定は、国土交通省大阪航空局より依頼があり、南海トラフ巨大地震など大規模災害発生に備え、宮崎空港と大分空港、高知空港の3県の早期復旧計画を策定し、その復旧対策として、3県の建設業協会と協定となっている。本会においても、約半年を掛けて議論を行い協定締結に至った。

1. 協定の主な内容は次のとおり。

(1) 目的

この協定は、地震及び津波等による大規模災害が発生し、混乱した初期の段階において、乙に所属する会員等からの情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動により、宮崎空港の迅速な被災状況の把握や早期復旧活動を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

(2) 業務内容

- ① 協会内の支援体制の整備
- ② 会員等の自宅及び勤務地近辺等における宮崎空港へ接続する緊急輸送道路の被災状況の把握
- ③ 出動等が可能な資材、機材、技術者等について、予め実態を把握しておく。
- ④ 早期復旧活動に必要な技術的助言を行う。

(3) 支援内容

- ① 被災状況報告を収集整理し情報提供する
- ② 空港事務所長からの支援要請の内容を検討し、協会内の支援体制を基本に支援活動する。

2. 締結式



締結式①



締結式②

4. 協会からのお知らせ①(社会保険未加入対策について)

基本問題小委員会における提言(社会保険未加入対策関係) 国土交通省

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制(社会保険未加入対策推進協議会)の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正(平成24年5月公布)
 - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
 - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
 - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定(これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導)
 - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(事業主負担分・本人負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現 状

- ①社会保険等への加入状況：企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今こそ更に取組を加速化する必要性

今後の対策の方向性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

社会保険未加入対策の強化(案)

 国土交通省

- 平成26年夏以降、国土交通省直轄工事において、社会保険未加入建設業者に対する指導監督を強化するとともに、元請業者及び一定規模以上の工事の一次下請業者から社会保険未加入業者を排除することを検討。

- ①入札参加時に元請業者の保険加入状況を確認。
(未加入の元請業者は工事から排除)

- ②未加入の一次下請業者との契約を原則禁止。

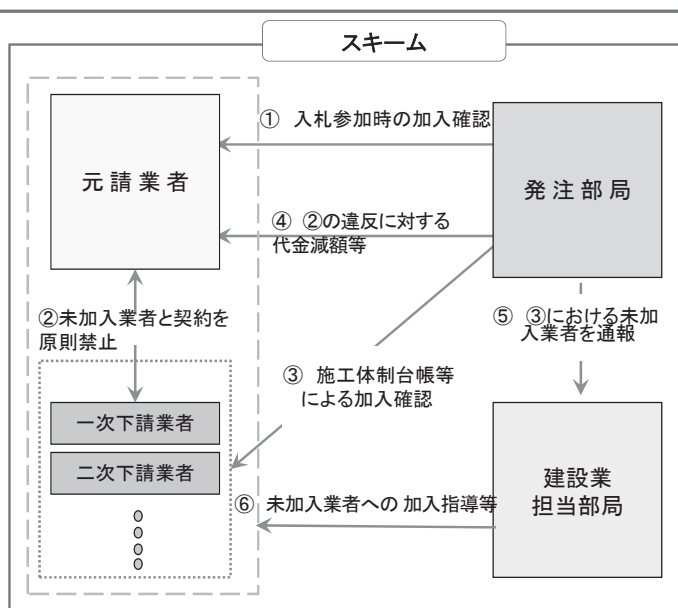
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の
保険加入状況を確認。

- ④未加入の一次下請業者と契約したことが
判明した場合の措置を実施。
(元請業者の請負代金減額等)

- ⑤全ての未加入業者を発注部局から
建設業担当部局に通報。

- ⑥建設業担当部局において
未加入業者への加入指導等を実施。

(※②～⑥については、一定規模以上の工事に限る。)



- 平成27年度以降は、競争参加資格申請時に社会保険未加入業者を排除することを検討。

社会保険未加入対策の強化（案）

問1 「一定規模以上の工事」とは、どの程度の工事か。

→現行建設業法上、施工体制台帳作成義務の対象となる工事

（工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3000万円（工事が建築一式工事の場合は4500万円）以上になる工事）

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在する場合は、下請の工期内で発注者が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→・請負代金額の減額（元請と未加入の一次下請業者との契約額の10%）

- ・指名停止
- ・工事成績評点の減点

（※ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内に社会保険に加入しない場合に限る。）

問4 二次下請以下の未加入業者はどのように取り扱われるのか。

→建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に保険加入指導が行われることとなる。

問5 社会保険の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

→個人事業主・一人親方等の社会保険の適用除外となる業者は、そもそも社会保険の加入義務がないことから、排除されません（※詳細な要件はねんきん事務所等にお問い合わせください。）。

※上記は現時点での案であり、制度の詳細については、引き続き検討を行う。

5. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）

平成26年度 土木工事積算基準 改定概要（4月1日適用）



■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率（共通仮設費率、現場管理費率）の見直し（施工箇所点在や小規模施工に対応）
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ・橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設（断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工）
- ・切削オーバーレイ工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- ・全面改定15工種、一部改定22工種
- ・建設機械等損料の改定



②間接工事費率の見直し

- ・間接工事費を算定する、工事箇所の単位を直径5 kmから1 km程度に見直し
- ・小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事の間接工事費率を設定

現行率式対象額下限 →	共通仮設費率(下減後)	
	600万円	16.64%
改定率式対象額下限 →	見直し	
	200万円	28.49%

③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- ・工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増し
- ・新たに基本計上費用を計上（土木一般世話役×中止日数）

④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

- ・土工【3工種】
ダンプトラック不足等→日当り作業量低減を10%から20%に見直し
- ・コンクリート工【29工種】
セメント供給不足等 →日当り作業量低減10%を継続
- ・建設機械等損料の維持修理費率を5%割増し

6. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）

国土交通省 九州地方整備局の入札契約手続きの見直しの実施方針について

平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

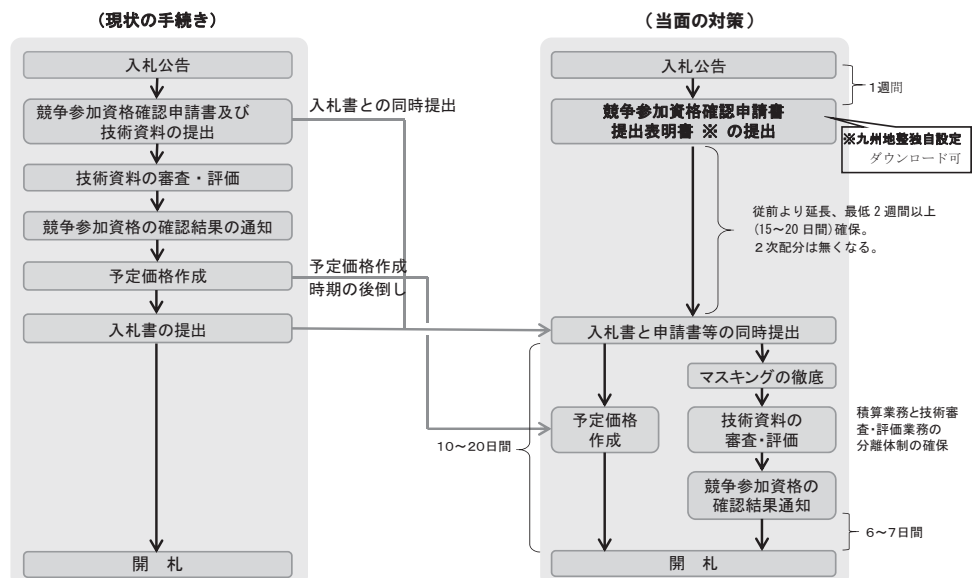
- （1）技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- （2）予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

◆分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。

◆平成26年4月1日以降に入札手続きを開始する工事（平成26年度通常工事）から適用する。（平成25年度補正工事は対象外）

◆今後、工種、ランクの拡大を進める。



事業協同組合

1. 地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わります。)

1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約（国から1.1%を上限に貸付金利の助成）。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

- ・平成27年3月末までの時限措置として実施。

3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

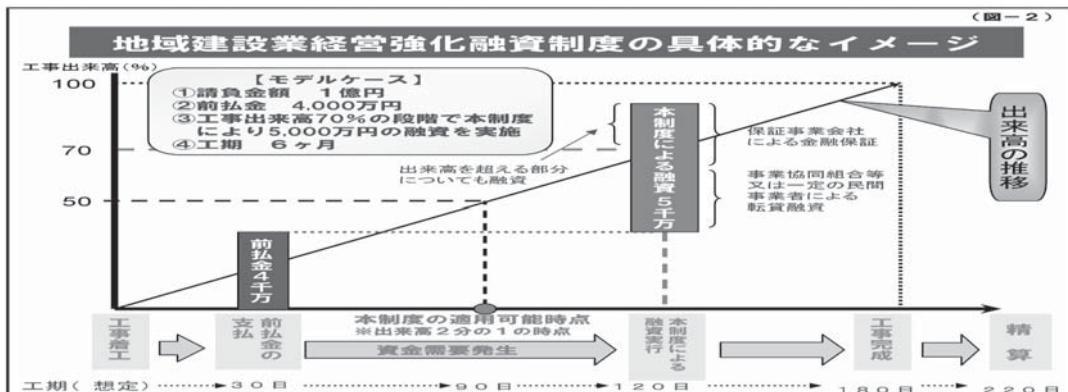
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証（出来高を超える部分、未完成部分）を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。（金融保証（出来高を超える部分）を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可）

5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85%（※未完成部分は別途金利必要）
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15%（※未完成部分は別途手数料必要）
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ（注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください）

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚）に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。
（注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。）
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。
（債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎）
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出）
- ⑤ 借入時に組合へ提出。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出）
（注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式）



地域建設業経営強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】

- ①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円
⑤償還前渡額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般の計算式であり、実際の貸付方法は組合等によって異なります。

●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金

融資金額 1,900万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(割合目)

●保証事業会社の金融保証による融資額(最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額

融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,900万円)

※
最大融資
可能額

5,000万円

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 建物全充当額 0円

①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A-B)

②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,900万円

③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)

④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円

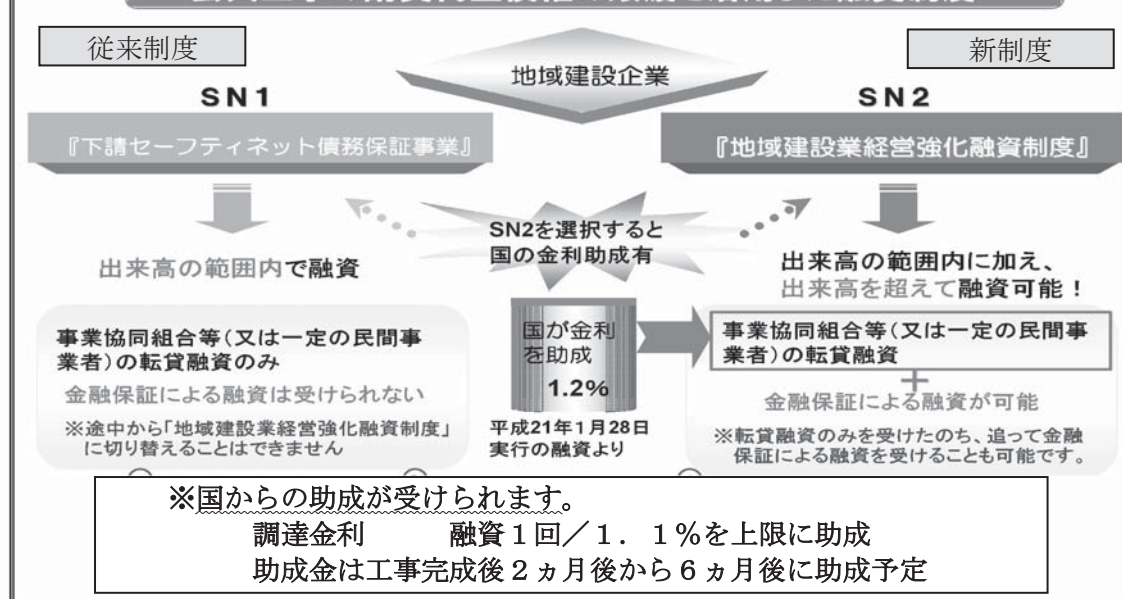
⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の格差、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

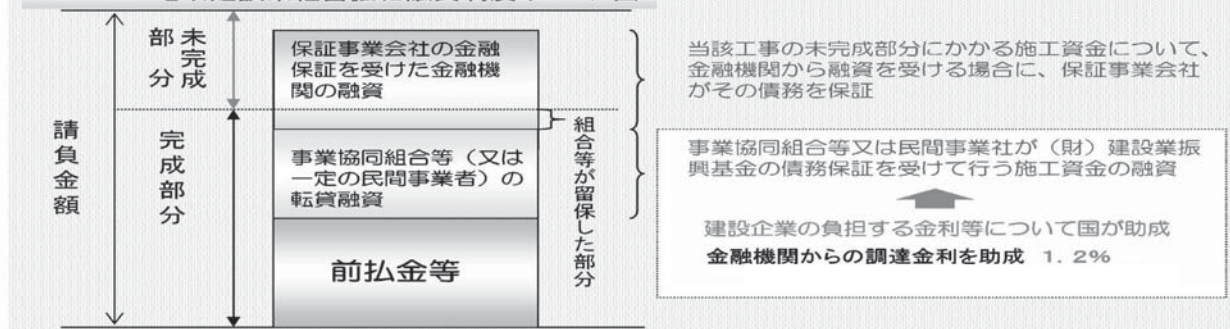
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社を支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は目安4厘(年利換算1.097%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

技 士 会

1. 平成26年度 1 級(学科)・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

宮崎県土木施工管理技士会では、(一社)宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を毎年開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者には好評をいただいております。

平成26年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間 平成26年5月14日(水)～5月16日(金) 平成26年5月28日(水)～5月30日(金) 2 級学科・実地講習 6日間 平成25年7月16日(水)～7月18日(金) 平成25年7月30日(水)～8月1日(金)
会員受講料	1 級学科講習 40,000円 2 級講習 39,580円 (テキスト・実力テスト・問題集を含む)
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 平成26年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の申込 書受付について (お知らせ)

平成26年度の 1・2 級土木施工管理技術検定試験の申込書受付が始まりました。試験日は 1 級学科が 7 月、2 級は 10 月ですが、受付期間は、いずれも年度初めになっております。申込み手続きをお忘れないようにしてください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと (1 級については学科試験に合格後実地試験有)、土木工事において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者 (1 級のみ) になることができる土木施工管理技士の国家資格を取得できます。

受付期間 **1級** 平成26年4月 1日（火）～4月15日（火）
 2級 平成26年4月14日（月）～4月28日（月）

詳しくは（一財）全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 平成26年度監理技術者講習の日程お知らせ

監理技術者講習につきましては、現行の建設業法では講習受講修了証が必要なため、平成26年度も（一社）全国土木施工管理技士会連合会主催の講習を下記日程で実施します。

日 程	場 所
平成26年 5月13日（火）	宮 崎 県 建 設 会 館
平成26年 8月 4日（月）	〃
平成26年11月14日（金）	〃

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から5年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

4. 平成26年度（公財）宮崎県建設技術推進機構主催研修会

平成26年度の（公財）宮崎県建設技術推進機構主催によります建設業技術者を対象にした研修会が下表のとおり計画されております。研修会場はいずれも宮崎県建設技術センターです。CPDSの学習プログラムの登録が予定されており、ユニット取得の機会です。また、入札参加資格審査における「研修会・講習会等の受講」対象にもなります。自己研鑽の場として利用してください。

研 修 名	教 室	開催予定日	受講者予定数
公共事業実務研修	大 教 室	4月16日	100
測量研修	情 報 処 理 室	5月14・15日	35
土木施工管理研修	大 教 室	5月22日	120
法面研修	大 教 室	6月4日	100
コンクリート研修	大 教 室	調整中	70
会計検査対策研修	大 教 室	7月11日	30
補強土壁研修	大 教 室	7月16日	50
舗装研修	中 教 室	9月25・26日	60
沿道修景	大 教 室	9月30日	30
地質研修	大 教 室	10月2・3日	50
安全管理研修	大 教 室	10月10日	70
電子納品	情 報 処 理 室	8月・10月・12月	210

5. J C M技術論文“現場の失敗”原稿募集

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、現場での失敗事例を募集しております。この応募で受理されますと、主執筆者には10ユニット、共同執筆者には2ユニット付与されます。応募対象者は、1・2級土木施工管理技士有資格者で、内容は、技士自身あるいは身近で起こった、他の施工管理技士の参考となる現場での失敗に関する論文となっております。締め切りは、平成26年8月22日（金）です。応募料金は、技士会会員は無料です。詳しくは、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文“現場の失敗”原稿募集の応募要領を参考にしてください。

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

建設業界の皆様へ

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です。

- 約34社の建設事業主が加入、4万8千人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
- これまでに累計で280億円の退職金(最高額は719万円)をお支払いしています。(平成26年2月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

◎法律に基づき運営される国が作った制度
◎建退共加入と適正実施により「経営事項審査」で加点評価
◎国からの財政上の支援（国の助成により掛金の一部が免除）
◎便利な提携施設の割引サービス

特長

◎掛金は金額非課税（損金または必要経費に算入できます）
◎複数の企業間を就業して通算して退職金を支給
◎加入の手続きは簡単（各都道府県の建退共支部で加入）

こんなに有利！

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
40年	312万円	563万円
35年	273万円	461万円
30年	234万円	372万円
25年	195万円	293万円
20年	158万円	221万円
15年	117万円	158万円
10年	78万円	94万円

※退職金額は、1年につき、310円（1日）×21日（1ヶ月）×12月（1年）の掛金を納めた時の金額
※1万円未満は、四捨五入しています。

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は
一日 310円（加入労働者ひとり）

建退共に参加の事業主の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

- ① 共済証紙の購入は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数に応じた額を購入してください。
- ② 公共工事・民間工事を問わず共済手帳に就労状況に応じた共済証紙の貼付を忘れずをお願いします。
- ③ 掛金の負担は、全額事業主負担となっております。
- ④ 被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。
- ⑤ 共済手帳に250日分貼り終えたらすみやかに更新手続きを行ってください。
- ⑥ 被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。
また、退職金の受給資格を有する被共済者に退職金請求のご指導をお願いします。
- ⑦ 被共済者が事業所の代表者又は役員報酬を受けることになった場合は継続加入することは、できません。



《お問い合わせ》※建退共のホームページもご覧ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

宮崎県支部

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館3F
TEL 0985-20-8867

東京本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号 ニッセイ池袋ビル
TEL 03-6731-2866

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (1月の状況)
1月末計	社 2,883	名 48,106	前年度まで の 累 計	冊 399,809	件 45,398	千円 27,238,430	千円 113,180,330
加 入	8	143	当 月 分	576	53	34,750	50,511
脱 退	40	55	25 年度分	8,091	898	713,689	621,393
2月末計	2,851	48,194	累 計	407,900	46,296	27,952,119	113,801,723

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（2月分）

1. 適 用

(平成26年2月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
300 社	3,544	530	4,074

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成25年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	16	4,297,600	198	50,383,800
	失 権 者	17	3,311,900	109	18,720,100
選 択 一 時 金		55	39,011,500	156	118,498,800
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		9	1,038,300	155	25,103,900
遺 族 一 時 金		1	416,100	8	4,592,300

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,997	1,295,966,800	5,900	1,241,207,300	41	25,560,700	56	29,198,800

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	16,457,777,868 円
----------	------------------

建 災 防

1. 解体用機械について

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機は、平成26年6月30日までに講習を受けないと運転できなくなります。

労働安全衛生規則の改正（平成25年7月1日施行）により、解体用車両系建設機械の鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機の運転についても資格が必要になりましたが、平成26年6月30日で、その猶予期間が終了し、これ以降は無資格運転となりますのでご注意ください。

〔解体用機械の講習日程〕

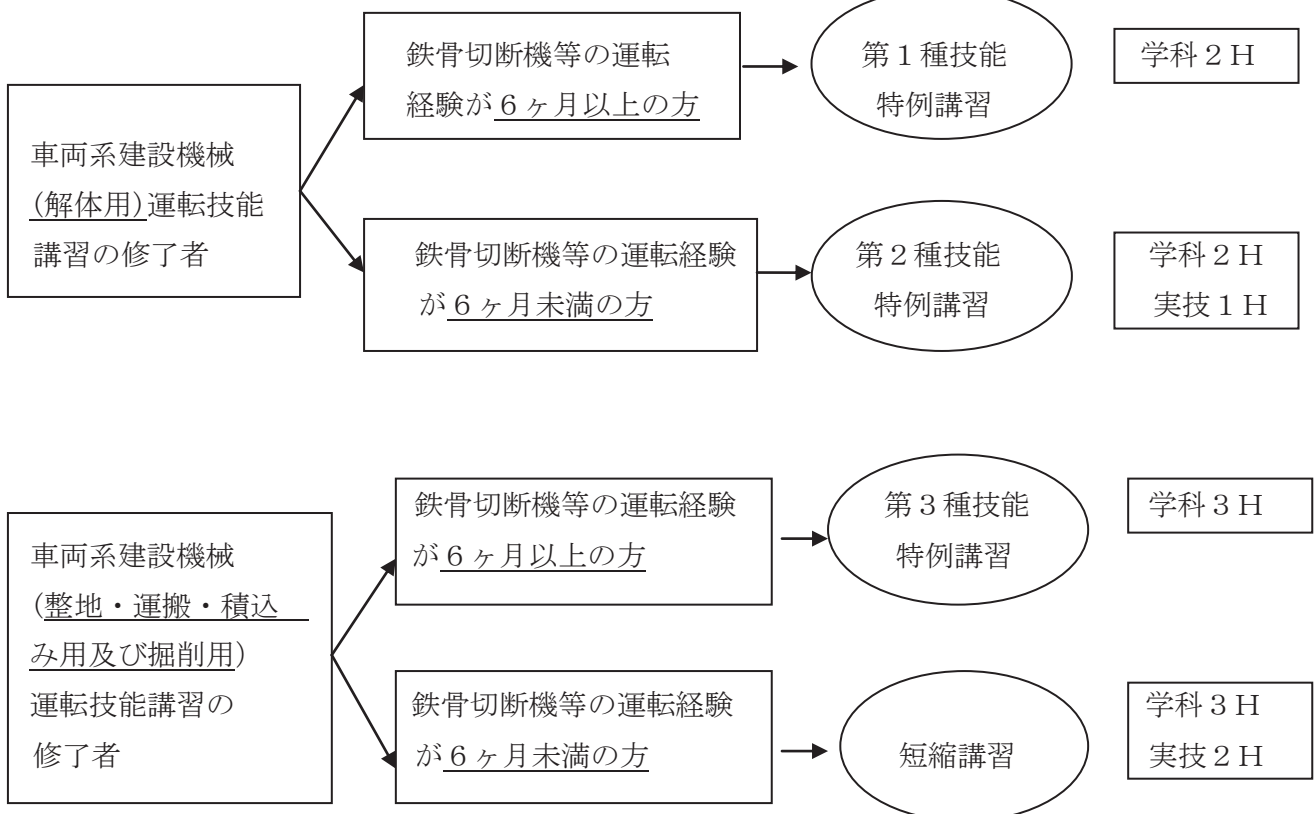
講習の場所	開催日	講習の種類
延岡建設会館	平成26年 4月30日（水）	全ての種類
宮崎県建設技術センター	平成26年 5月 8日（木）	第1種・第3種特例講習
宮崎県建設技術センター	平成26年 5月14日（水）	第2種特例講習、短縮講習
宮崎県建設技術センター	平成26年 6月20日（金）	第2種特例講習、短縮講習
宮崎県建設技術センター	平成26年 6月24日（火）	第1種・第3種特例講習
延岡建設会館	平成26年12月16日（火）	全ての種類

〔持っている資格〕

〔実務経験〕

〔講習の種類〕

〔講習の時間〕



2. 建設業年末年始一斉監督指導結果について(宮崎労働局発表)

宮崎労働局（局長 ^{まつたけ} 松竹 ^{やすお} 泰男）においては、建設業の労働災害防止の取組として、平成25年12月1日から同26年1月31日まで「年末年始建設業労働災害防止強調運動」を展開して、労働災害の中でも死亡災害や重大災害の発生が多い建設業の労働災害防止に重点的に取り組んだところです。同期間中、県内の労働基準監督署においては、

- 安全管理体制の整備、足場からの墜落・転落災害の防止
- 建設重機災害の防止
- 崩壊・倒壊災害の防止

を重点として、建設現場に対して集中的に監督指導を実施したところです。その結果、283の建設現場のうち135現場（47.7%）において労働安全衛生法令に違反が認められました。

宮崎労働局及び管内の労働基準監督署においては、引き続き建設業に対する労働災害防止に関する指導を徹底することとしています。

詳細については下記のとおりとなります。

記

1 監督指導結果

(1) 5割弱の建設工事現場で法令違反

上記の期間中に監督指導を実施した宮崎県内の建設工事現場283現場のうち、135現場（47.7%）において、何らかの労働安全衛生法令違反が認められました。

工事種別毎の違反率は、土木工事が38.3%、建築工事が58.3%であり、建築工事現場での違反率が高くなっています。

(2) 足場・作業床の墜落防止措置に関する法令違反が最多

法令違反が最も多かったのは、足場からの墜落・転落防止に関するもので、131件ありました。

労働安全衛生法においては、高さ2メートル以上の場所で作業するときには墜落による危険を防止するために、足場や手すり等を設置することにより墜落防止措置を講ずる必要があります。それらが設置されていなかったり、法令で定める措置を講じていない場合には法令違反となります。

次に法令違反が多かったのは、建設重機災害の防止に関する措置に問題を有するもので、42件ありました。

建設重機で作業を行う場合には、接触等による災害防止の観点からあらかじめ作業計画を策定する必要がありますが、これを定めていなかったり、重機を法令で定める用途以外に使用する場合には法令違反となります。また、所定の資格を有していない者に建設重機の運転をさせていた現場も4件ありました。

(3) 12の建設工事現場で行政処分

作業停止、立入禁止等の行政処分を行ったものは12現場ありました。

※工事現場で行う行政処分とは、作業停止、立入禁止、使用停止等の処分を労働基準監督署長の権限において行うもの。

2 宮崎労働局における今後の取組

- 平成25年に発生した建設業における労働災害は、休業4日以上災害が27件減少している一方で死亡事故が2件増加し、3件発生していること。
- 労働災害のうち、墜落・転落災害の割合がここ5年間増加傾向にあること。
- 違反事業場の割合が依然高く、うち12件で立入禁止等の行政処分を行ったこと。
- 建設工事において比重の高い公共土木建設工事が、年度末にかけて施工の最盛期を迎えること。

以上を踏まえて宮崎労働局及び管内の労働基準監督署では、引き続き建設業に対する労働災害防止に関する指導を徹底することとしています。

(参考) 建設業における労働災害の推移

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
休業災害		179	212	187	204	175
死亡災害		1	3	3	1	3
合 計		180	215	190	205	178
	うち、墜落・ 転落災害	66 (36.7%)	68 (31.6%)	66 (34.7%)	73 (35.6%)	74 (41.6%)

※平成25年の数値は速報値

3. 建災防からの安全メッセージ④



死亡災害の6割は、現場入場後、7日以内に発生 ！

平成22年の全国の死亡災害をみると、

- ・現場入場初日に約29%
- ・入場2日目に約11%
- ・入場1日目～7日目の間に約61%

発生しており、毎年、同じ傾向を示しております。また、これらの災害のうち、約52%は墜落災害であります。

今後、工事量が増加すれば建設業に新たに就労する者も増え、

- 建設機械の破壊力の怖さや高所作業の危険性が分かっていない「現場作業未経験者」が現場に多く入ってくるでしょう。
- また、現場には、今まで他の現場で不安全行動をしても災害に遭っていないことから、ルールを無視する「ベテラン作業員」
- 体の感覚機能や運動機能が低下し、また、それを認識していない「高年齢作業員」が入ってくることもあります。

現場入場直後に災害が多く発生する原因は、作業員が現場の状況や危険箇所、現場のルールなどについて十分な知識がないまま作業を行っていることであります。

現場入場直後の事故を防ぐためには、新規入場者に対する現場の状況や安全作業に必要な最低限のルールの教育は不可欠です。また、新規入場者教育は、本人の経験や資格、健康状態等の確認を行い、作業員の適正配置のために必要な情報を得る機会でもあります。

※建災防では、昨年、下記の新規入場者教育用のテキストを作成しました。

「新規参入者教育用テキスト(建設業に不慣れな方々が安全で健康に働くために)」(一部510円)
これは、建災防東京支部と東京労働局が共同で編集したもので、イラストを多用した分かりやすい内容の小冊子です。各分会には見本を配付しておりますのでご活用下さい。

安全衛生管理・労務管理に関する相談・問い合わせは下記までどうぞ 建災防 宮崎県支部 TEL 0985 (20) 8610

当支部では、会員事業場からの安全衛生管理(労働安全衛生法など)、労務管理(労働基準法・労働契約法など)に関する相談・問い合わせを受け付けています。

相談には労働安全・衛生コンサルタント、社会保険労務士などが対応します。また、相談内容等の秘密は厳守します。

火薬保安協会

1. 火薬関係の資格試験日程について

平成26年度の火薬類取扱保安責任者試験（甲種、乙種）、火薬類製造保安責任者試験（丙種）は、下記の日程で実施されます。

(1) 試験の日程

- 願書受付 平成26年6月24日（火）から同年7月3日（木）まで
- **試験日 平成26年9月7日（日）**
- 試験場所 宮崎サザンビューティ美容専門学校（宮崎市老松2丁目1-17）

(2) 受験用の試験問題集は、協会で販売しています。

(3) 試験願書や試験案内等は、宮崎県火薬保安協会に問い合わせてください。

試験願書等は、県内各地区の建設業協会にも準備しています。

（5月末には、各地区協会に準備予定です。）

※ 試験願書や試験案内等の送付を希望される方は、宮崎県火薬保安協会に申し込んでください。

2. 受験対策講習会の開催について

(1) 開催場所 宮崎県建設会館5階会議室

(2) 開催月日 平成26年7月28日（月曜日～技術）、29日（火曜日～法令）

両日とも09:00～16:30

※ 養成講習は、事前申込みが必要です。

会員は、14,000円、非会員は、17,000円（テキスト代を含む）

※ 養成講習は、全国火薬類保安協会登録講師が担当します。

3. 火薬類の譲渡又は譲受の際の許可証の確認等について

火薬販売事業者が譲受人の呈示した譲受許可証の確認を怠り、有効期間の過ぎた譲受許可証により火薬類を譲渡する事案が県外で発生しております。

火薬類の製造事業所又は販売事業者の譲渡の際の火薬類譲受許可証等の確認と火薬類の譲受許可を受けた者の有効期間満了後の許可証の速やかな返納をお願いします。

4. 火薬類報告書の提出期限の徹底について（宮崎県消防保安課からのお願い）

法第81条の14の規定により、県知事又は宮崎市に提出する次の報告書の提出期限は、

平成26年4月30日（水）までになっていますのでご注意ください。

報告が必要な者	報告の内容
火薬類の販売事業者	法施行規則第11条第1項の記載事項について、平成25年度分を集計した報告書
火薬庫の所有者又は占有者	法施行規則第33条第1項の記載事項について、平成25年度分を集計した報告書
1ヵ月の火薬又は爆薬の消費量が25kg以上の消費者	法施行規則第56条の5第1項の記載事項について、平成25年度分を集計した報告書

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（2月分）

西日本建設業保証㈱
宮 崎 支 店

I. 全般の状況

（単位:件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成 2 5 年度	257	▲15.5%	10,679	45.1%	4,836	15.6%	155,020	25.7%
平成 2 4 年度	304	▲18.9%	7,357	17.2%	4,183	▲4.6%	123,277	10.0%
平成 2 3 年度	375	▲12.2%	6,278	▲35.8%	4,386	▲0.3%	112,092	▲16.8%

※増減率:当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位:件、百万円）

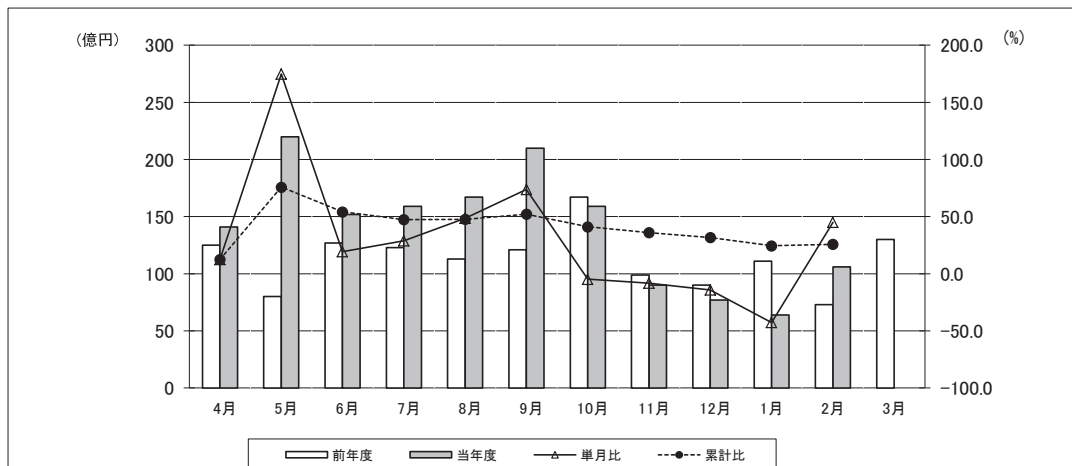
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	16	▲50.0%	6,048	57.6%	382	6.4%	40,151	12.3%
独立行政法人等	6	50.0%	335	349.3%	61	8.9%	11,161	▲18.4%
県	100	▲23.1%	3,026	30.1%	1,733	21.8%	46,887	26.5%
市 町 村	135	1.5%	1,262	19.1%	2,607	13.7%	49,613	43.3%
そ の 他	0	—	6	▲88.7%	53	0.0%	7,206	233.2%
計	257	▲15.5%	10,679	45.1%	4,836	15.6%	155,020	25.7%

III. 地区別の状況

（単位:件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	42	▲12.5%	3,606	366.0%	970	10.4%	34,467	20.1%
高 岡	2	▲66.7%	16	▲76.8%	154	51.0%	2,941	126.1%
西 都	15	66.7%	717	548.2%	287	34.1%	7,353	81.4%
高 鍋	14	▲44.0%	310	▲49.7%	273	15.7%	9,723	▲5.3%
日 南	21	▲30.0%	2,578	328.2%	296	4.2%	14,616	79.2%
串 間	12	200.0%	640	1820.6%	185	4.5%	3,749	39.9%
都 城	27	▲3.6%	366	▲57.5%	577	17.5%	23,105	123.2%
小 林	24	▲36.8%	843	164.1%	511	14.6%	12,410	37.2%
日 向	31	▲44.6%	1,028	▲26.7%	707	23.0%	23,499	▲2.8%
延 岡	23	▲48.9%	264	▲88.9%	440	3.3%	16,156	▲18.0%
西 臼 杵	46	206.7%	307	65.5%	436	23.5%	6,995	44.7%
計	257	▲15.5%	10,679	45.1%	4,836	15.6%	155,020	25.7%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

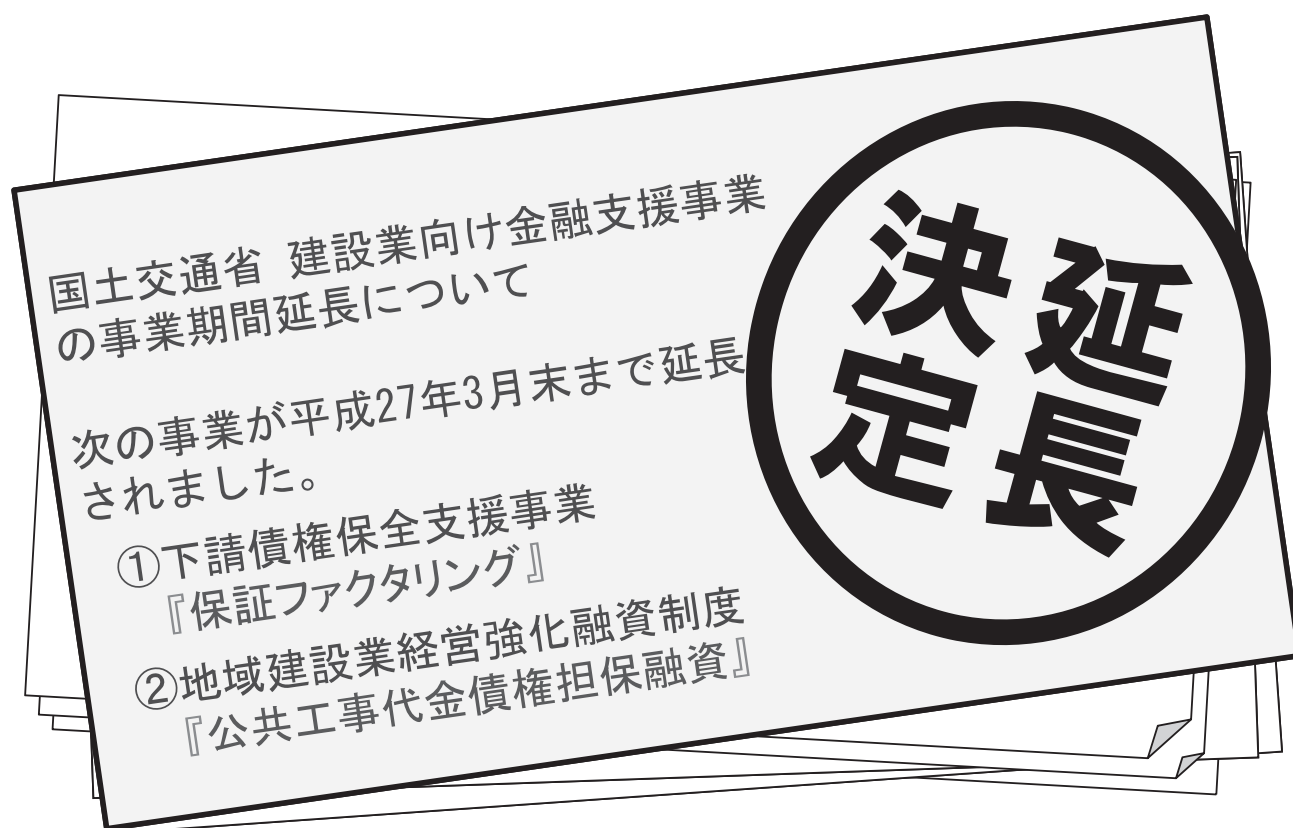
平成25年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成26年2月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
国土交通省	15	1,949,335	50.0%	30.5%
宮崎県	184	7,290,944	26.9%	▲5.6%
宮崎市	51	1,583,870	2.0%	▲20.0%
都城市	27	1,607,408	17.4%	53.2%
延岡市	28	568,552	0.0%	▲39.7%
日南市	4	779,074	100.0%	1899.9%
小林市	12	244,753	71.4%	80.4%
日向市	4	70,392	<	<
西都市	3	39,330	200.0%	300.6%
えびの市	1	100,485	▲80.0%	48.5%
国富町	1	14,280	<	<
綾町	1	9,063	<	<
木城町	1	19,159	<	<
都農町	1	273,000	<	<
高千穂町	1	5,775	0.0%	▲72.8%
日之影町	2	80,272	<	<
美郷町	5	286,090	25.0%	140.3%
宮崎大学	3	1,037,557	▲70.0%	▲70.0%
都城工業高専	1	92,400	<	<
その他公共的団体	2	216,054	0.0%	163.9%
計	347	16,267,799	18.4%	▲5.5%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております
『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に
1年間延長(平成27年3月まで)となりました。

保証ファクタリングとは、元請企業からの受取手形や売掛金を保証する制度
です。(手形保証の場合、オプションで手形買取での資金化にも対応します。)

保証料には国から最大4%の助成が適用されますので、元請企業倒産時の
焦付防止や取引先拡大時のリスク回避に、ぜひご利用ください。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、
もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(3)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

試験・研修等のご案内

1. 平成26年度2級建設業経理士に係る受験準備講座の開催案内

一般社団法人宮崎県建設業協会

さて、標記講座について、本年度も下記日時に実施いたしますので、受講希望の方は、ご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、申込人数によっては開催できない場合もございますので、予めご了承くださいますよう重ねてお願いいたします。

なお、年2回実施されている検定試験に合わせ、25年度より、上期・下期2回実施していることを申し添えます。

記

	平成26年度 上 期	平成26年度 下 期
1. 開催日時	7月7日（月）～9日（水）	1月19日（月）～21日（水）
2. 開催場所	宮崎県建設会館5階	
3. 受講料	①宮崎県建設業協会会員 15,000円（差額協会負担） ②非会員 30,000円 ※上記受講料消費税・テキスト代込	
4. 申込期間	開催日の1週間前まで ※相談可	
5. 申込先	宮崎県建設業協会 FAX0985-23-6798	
6. 詳細	下記概要参照	
7. その他	申込人数によっては、開催できない場合があります。 ※本会より中止の通知又は連絡の案内が届かなければ、開催となります。	

2級建設業経理士受験準備講座 概要

① 講座内容 ※講義時間 9：30～16：30

時 間 割	カリキュラム
第1日目	3級の復習と建設業会計の基礎 - 工事原価の費目別計算と工事間接費の配賦 - 工事原価の部門別計算
第2日目	主要取引の会計処理 (完成工事高、流動資産、流動負債、固定資産、引当金等)
第3日目	- 主要取引の会計処理（株式会社会計、社債等） - 決算と財務諸表 ・ 本支店会計 - 模擬試験問題集を使用した演習

② 受講資格 建設業経理事務士3級合格者および3級有資格者と同等以上の知識を有する者

③ 受講料
 ・宮崎県建設業協会会員 15,000円（差額協会負担）
 ・非会員 30,000円
 ※1 上記受講料消費税・テキスト代込
 ※2 受講料受講日に持参（協会領収書発行）

④ 講師 一般財団法人建設業振興基金2級特別研修講師経験者

⑤ 使用教材

- 1) 建設業概説書
- 2) 建設業会計講習・自習用テキスト
- 3) 建設業経理検定試験問題集・解答と解説
- 4) 建設業経理士検定試験 模擬試験問題集

監理技術者講習のご案内

宮崎県版

実施会場・実施日 ※宮崎県は、すべての会場が、「テレビ講座」となります。

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(株)宮崎県建設会館 宮崎市橋通東2-9-19	15(水)	5(水)	5(水)	9(水)	21(水)	11(水)	2(水)	20(水)	9(火)
都城地区建設業協会 都城市北原町26街区13号						4(水)			
小林地区建設業協会 小林市細野482		5(水)		9(水)					10(水)
日向地区建設業協会 日向市中町1番地		5(水)		9(水)		11(水)		6(水)	
延岡地区建設業協会 延岡市愛宕町2-32				2(水)			2(水)		
高千穂地区建設業協会 西臼杵郡高千穂町三田井86-2		5(水)			14(水)				

お申込方法は、「インターネット申込」又は「郵便申込」のいずれかをご選択ください。

インターネット申込 2回目以降の基本情報の入力が必要ありません。特に企業申込のご担当者様には大変便利です。

受講料	9,500 円
申込手続き	① http://www.fcip-ko.co.jp へアクセス。 「建設業振興基金」又は「建設産業振興センター」で検索。 ② 必要情報を画面の指示に従って入力。 ③ 支払い手続完了後、画面の指示に従い、必要書類。 (受講票、受講の手引き、講習修了証用写真台紙、封筒書式)をダウンロード。
受講料の支払	支払方法を選択し、画面の指示に従って登録して、支払手続を完了。 ・コンビニ ・クレジットカード ・ペイジー ・郵便局代金引換郵便。
郵送が必要な書類	修了証用写真1枚 ダウンロードした講習修了証用写真台紙に規定の写真※を貼付し、 講習受付センターへの封筒を使用して、講習日14日前(必着)までに送付。 送料は、お客様負担となります。 (注意) 講習日14日前(必着)までに到着しない場合、講習会当日に講習修了証は交付出来ません。

郵送申込 詳しくはお問い合わせ下さい。

◇お問い合わせ (株)建設産業振興センター
TEL03-5408-1889

受講料 10,000 円

保険料が**安い** 補償が**厚い**
支払いが**速い**

法定外労災補償制度

建設共済**保険**

更にリフレッシュして充実した制度になりました



公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業 被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関 **(一社)宮崎県建設業協会**

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>